

# 証券税制の軽減税率(10%)の廃止のお知らせ(株式等の譲渡益課税)

## 1. 上場株式等の譲渡益課税(平成26年1月1日から税率が20%へ)

- 上場株式等(ETF、REIT、公募株式投資信託も含まれます。)の譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、税率が20%(所得税15%、住民税5%)になります。
- 上場株式等の売却等の時期については、原則として、受渡日を基準に判断されますので、年内に受渡日が到来する売却等について10%軽減税率が適用されます。なお、一般口座での売却等の場合には、約定日を基準に確定申告することができます。
- 国内上場株式は、「約定日<sup>※1</sup>」の3営業日後に「受渡日<sup>※2</sup>」が到来しますが、公募株式投資信託や外国上場株式などは、「約定日」の3営業日後に「受渡日」が到来する場合のほか、4営業日以上要する場合もあります。
- 各商品の受渡日などに関する不明な点については、お取引先の証券会社等にご確認ください。

### 特定口座の場合

平成25年 → 平成26年  
平成26年1月1日

約定日 12月25日(水) 26日(木) 27日(金) 受渡日 12月30日(月)

約定日 12月26日(木) 27日(金) 30日(月)

受渡日 1月6日(月)

約定日 1月6日(月) 7日(火) 8日(水) 受渡日 1月9日(木)

旧税率  
(10%)  
が適用

新税率  
(20%)  
が適用

- ※1 「約定日」とは、注文が執行されて成立した日のこと。
- ※2 「受渡日」とは、決済日のこと。

### ● 旧税率での売却等の約定最終日

国内発行の証券	旧税率での売却等の約定最終日
上場株式、ETF(上場投信)、REIT(上場不動産投信)	12月25日(水)
公募株式投信	12月25日(水) ※商品によって異なる場合がありますので、目論見書等をご確認ください。

外国発行の証券	旧税率での売却等の約定最終日
外国上場株式、外国ETF、外国REIT	12月25日(水) ※取扱証券会社によって異なります。
外国籍公募株式投信	

### ● 確定申告において適用される税率

区分	平成21年分～25年分	平成26年分
証券会社等を通じた売却等	10%(所得税7%、住民税3%)	20%(所得税15%、住民税5%)
上記以外	20%(所得税15%、住民税5%)	

(注)平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

### ● 源泉徴収選択口座(特定口座)において適用される源泉徴収税率

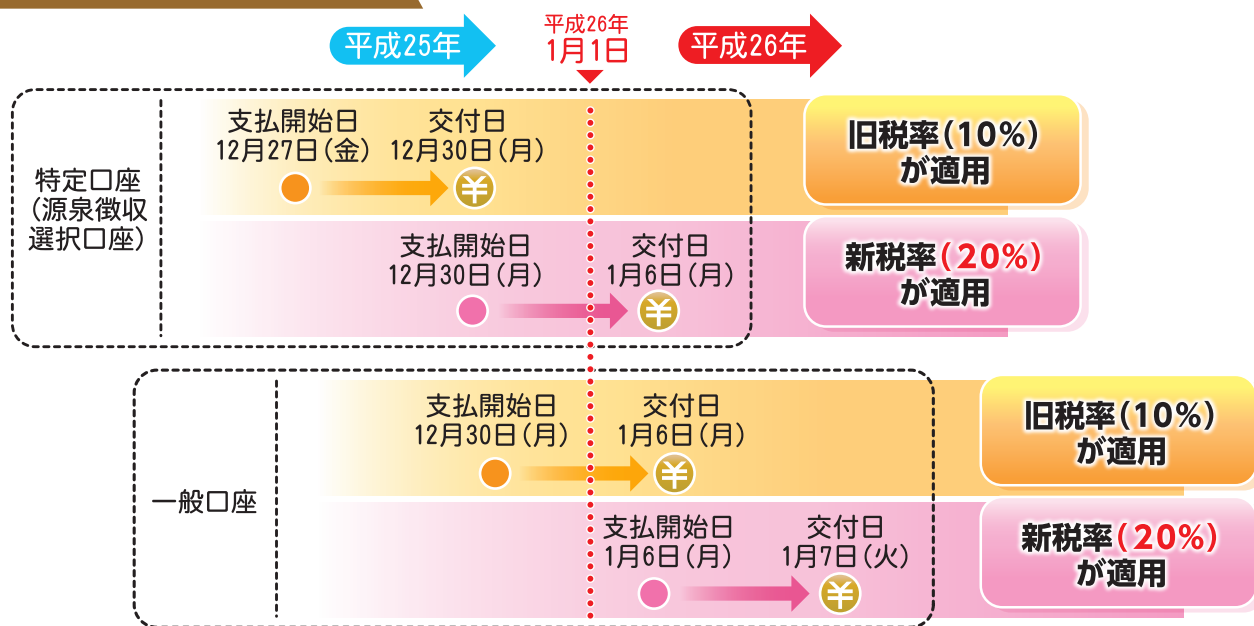
平成21年1月1日～平成24年12月31日	平成25年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日～平成49年12月31日
10%(所得税7%、住民税3%)	10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)	20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)

# 証券税制の軽減税率(10%)の廃止のお知らせ(配当課税)

## 2. 上場株式等の配当課税(平成26年1月1日から税率が20%へ)

- 上場株式等(公募株式投資信託なども含まれます。)の配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、税率が20%(所得税15%、住民税5%)に引き上げられます。
- 国内発行の上場株式の配当金に係る税率変更の時期については、原則として、配当の支払開始日を基準に判断されます。国内発行の公募株式投資信託の分配金に係る税率変更の時期については、決算日を基準に判断されます(外国発行の上場株式等は、下表をご覧ください。)
- 特定口座(源泉徴収選択口座)で受領する配当金や分配金の税率変更の時期については、交付日を基準に判断されます。

### 国内発行の上場株式の配当金の例



### ●配当の支払を受けるべき時期

国内発行の証券	支払を受けるべき時期	外国発行の証券	支払を受けるべき時期
上場株式、ETF(上場投信)、REIT(上場不動産投信)	支払開始日	外国上場株式、外国ETF、外国REIT	現地支払開始日
公募株式投信	決算日	外国籍公募株式投信	基準日(注)

(注) 海外の法令に基づき設定されている外国籍の投資信託は、収益の分配に関するルール等が存在せず、決算日を迎えない場合であっても収益の分配が可能なものが存在することから、実務的に「基準日」により判断されています。

### ●上場株式等の配当等に係る税率

平成21年分～25年分	平成26年分
10%(所得税7%、住民税3%)(注)	20%(所得税15%、住民税5%)(注)

(注) 平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

### ●上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率

平成21年1月1日～平成24年12月31日	平成25年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日～平成49年12月31日
10%(所得税7%、住民税3%)	10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)	20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)